

2. ロシアにおける立憲君主制の成立¹

1. ヨーロッパの国際関係へのロシアの登場

1812年のナポレオン軍のモスクワ攻略は惨めな失敗に終わり、それを契機としてナポレオンの没落が始まった。ナポレオンをうち破ったロシア帝国は、一躍、東ヨーロッパの大国として、ヨーロッパの国際関係に登場することになった。

こうした状況のもとで、全ヨーロッパ諸国は、1814年から1815年にかけてウィーン会議を開き、1815年6月、ウィーン会議議定書が調印された。この結果、ロシアは、ワルシャワ公国（現ポーランド）をポーランド王国としてロシア皇帝が国王を兼ね、またオスマン帝国とのあいだの係争地であったベッサラビア（現モルドヴァとウクライナ西南端部）を獲得した（ウィーン体制）。ロシア皇帝アレクサンドル1世は、キリスト教的友愛の精神に基づく各国君主の協力を提唱して神聖同盟を成立させ（イギリス、オスマン帝国、ローマ教皇は不参加）、またオーストリア、プロイセン（現ドイツ東部から現ポーランド北部、カリーニングラードを含む）とともにイギリスの提唱による四国同盟（のちにフランスが加わり五国同盟となる）に加わるなど、一躍、ヨーロッパの大国となった。

しかし、当時のロシアは、経済的には、ヨーロッパに対して穀物などの農産物や原料資源などを輸出するだけの、近代化の遅れた農業国であった。ロシアの穀倉地帯は、比較的気候が温暖で土地の肥えた南ロシアやウクライナであり、いずれも黒海に隣接した地域である。したがって、ロシアの農産物は、黒海の港から積み出され、地中海を経由して西ヨーロッパに輸出されることになる。ところが、黒海と地中海をつなぐダーダネルス、ボスポラス両海峡はオスマン帝国の心臓部に位置し、このオスマン帝国もまたヨーロッパに農産物を輸出する農業国として、経済的にもロシアのライバルであった。ロシアとオスマン帝国は、すでに17世紀から対立を繰り返していたが、その背景には、こうした両国の経済的対立があったことも見逃してはならない。それゆえ、19世紀以降の両国の対立では、ダーダネルス、ボスポラス両海峡の通航権をめぐる争いが一つの焦点となってきたのである。

2. オスマン帝国の衰退とバルカン諸民族の独立への動き

14世紀末以降オスマン帝国支配下にあったバルカン地方の諸民族は、19世紀に入るとオスマン帝国の支配からの独立を目指すようになった。こうしてバルカン半島情勢は、「東方問題」として、にわかにヨーロッパの国際政治の焦点となった。

バルカンにおける最初の民族解放運動は1804年にセルビアで始まった。セルビアは、苦しい戦いの末、ついに1815年12月に議会の開設を許可された。他方、1821年1月には、ルーマニア南部のワラキアで、4月にはペロポネソス半島からエーゲ海諸島でも、反乱が起こった。当初、反乱は、オスマン軍とそれを支援するエジプト軍の前に劣勢であったが、1827年にイギリス、フランス、ロシアがギリシア自治案をオスマン帝国に提案し、オスマン帝国がこれを拒否したことから、3国が同年10月、オスマン・エジプト連合艦隊を攻撃して全滅させ、さらにロシアは1828年4月、単独でオスマン帝国に宣戦布告してモルダヴィア（現モルドヴァおよびルーマニア北部）からワラキア（現ルーマニア南部）に攻め入り、ドナウ川を越えてブルガリアを南下、現在のブルガリア、ギリシア、トルコ3国国境の交差する付近にあるエディルネ（旧アドリアノーブル）を占領した。オスマン帝国は敗北を認め、1829年9月、ロシアとアドリアノーブル条約を締結し、ギリシア、セルビア、ワラキア、モルドヴィアの自治を認めた。ギリシアは翌1830年に独立を達成した。

ロシアは、アドリアノーブル条約により、ドナウ川河口およびトランスコーカサス（ザカフカージエ）地方の黒海沿岸の割譲を受けるとともに、黒海と地中海を結ぶダーダネルス、ボスポラス両海峡の自由通航権を獲得して海運による欧州への穀物輸出の拡大を可能とし、さらにオスマン国内でのロシア産品の関税免除などを認めさせた。

1831年にオスマン帝国支配下のエジプト太守ムハンマド・アリーが反乱が起こると、ロシアはオスマン帝国を支援してエジプトを抑え、1833年にオスマン帝国とウンキヤル・スケレシ（フンカール・イスケレシ）条約を締結して攻守同盟を結ぶとともに、ダーダネルス、ボスポラス両海峡の独占的通航権（ロシアおよびオスマン帝国以外の国の船舶の通航禁止）を獲得した。

しかし、1839年、フランスの支援を受けたエジプトが再びオスマン帝国と戦争を開始したため、イギリス、オーストリア、プロイセン、ロシアの4国がエジプトを抑えた。イギリスは、インドとの交通路の安全の確保のためにオスマン帝国を支配下におくことを目指すと同時に、地中海方面へのロシアの進出を抑えるために、1841年にロンドン協定を締結した。ロンドン協定は、ロシアに対して1833年のウンキヤル・スケレシ条約を破棄させるとともに、ダーダネルス、ボスポラス両海峡の平和時におけるすべての国の軍艦の通航禁止を決め、ロシアに対する英国の外交的勝利をもたらした。ロシアは、この状態から脱することを目指してクリミア戦争を引き起こすことになる。

クリミア戦争の直接的原因は、1952年にオスマン帝国皇帝がナポレオン3世の求めに応じて、聖地エルサレムの管理権を正教徒から奪い取ってカトリック教徒に引き渡したことであった。ロシアは、オスマン帝国領内の正教徒の保護を口実にオスマン帝国に圧力をかけたが、英仏の支持を受けたオスマン帝国はこれを拒否した。1953年、ロシアは、これに対しオスマン帝国の宗主権のもとに自治権を与えられていたモルダヴィア（現モルドヴァおよびルーマニア北部）とワラキア（現ルーマニア南部）に出兵、オスマン帝国は同年10月、ロシアに宣戦布告した。同年11月にロシアがオスマン帝国の黒海艦隊を全滅させると、1854年3月、ロシアの強大化を恐れた英仏がロシアに宣戦布告、オーストリアとプロイセンもロシアにモルダヴィアとワラキアからの撤兵を要求した。この戦争では、ウクライナから黒海に突き出たクリミア半島が主戦場となり、とりわけ1854年秋からは半島西部のセヴァストーポリ要塞をめぐって激しい攻防が繰り返された。1855年3月にロシア皇帝ニコライ1世が急死すると、ロシア軍は、近代的装備の遅れもあって勢いを失い、同年9月、セヴァストーポリを放棄、1856年3月、パリ講和条約が締結されることとなった。パリ講和条約により、ロシアは、トランスコーカサスのアルメニア南部のカルス、ベッサラビア南半部（現モルドヴァ、ウクライナ西南端部）を放棄し、オスマン帝国領内における正教徒保護権、黒海での艦隊保有権を失い、黒海沿岸の要塞の破壊を義務づけられることとなった（黒海中立化条項）。また、ダーダネルス、ボスポラス両海峡は、再び、平和時にはすべての国の軍艦が通航禁止となった。代わりに、ロシアは、オスマン帝国からセヴァストーポリを返還されたが、ロシアのバルカン半島への進出は挫折し

¹ 参考文献として、加納格『ロシア帝国の民主化と国家統合』御茶の水書房、2001年を参照。

たのであった。これを契機にロシアは、国内改革へと向かうこととなった。

3. ロシアの農奴解放

クリミア戦争の敗北は、ロシアの指導者にロシアの近代化の立ち遅れを自覚させることとなった。アレクサンドル 2 世は、農奴制によって多くの農民が土地に縛り付けられている状況では、近代的工業化をすすめるとしても、都市への労働力供給に対応できないとして、1861 年に農奴解放令を発して改革に着手した。これによって、農民は人格的自由と土地所有を認められたが、土地の購入には多額の費用が必要だったため、むしろ、多くの農民は、伝統的な村落共同体単位での土地購入や借地制度のもとで、村落共同体の分与地を占有する（所有ではない）という制度に移行しただけで、実際に独立自営農民となったものは非常に少なかった。したがって、農奴解放は、土地制度改革という点では極めて不徹底なものに終わり、ロシアの農村の近代化を進めるどころか、むしろ独立自営農民の育成をかえって阻むことになった。しかし、もはや農奴として土地に縛られることもなく、人格的自由を獲得したことは、農村から都市への労働力の供給を可能にし、資本主義発展の基礎をつくりだすことには成功したと言える。

4. オーストリア=ハンガリー帝国の成立

1853 年 10 月、ロシアとオスマン帝国とのあいだでクリミア戦争が勃発すると、バルカン半島におけるロシアの影響力増大を恐れたオーストリアは、オスマン帝国を支持した。このため、ウィーン体制の成立以来友好を保っていたロシアとの関係が悪化した。さらに、オーストリアは、1859 年にはイタリア統一をもくろむサルデーニャ王国との戦争に敗北し、ロンバルディアを失い、1866 年にはプロイセンとの戦争（普墺戦争）に敗北し、プロイセンを中心とするドイツ帝国の成立から除外されることとなった。このオーストリアの国際的地位の低下と衰退は、帝国内の諸民族、スロヴァキア人、チェコ人、ハンガリー人などの分離独立を招きかねないものであった。かくして、オーストリアは、帝国内に 20 パーセントの人口を有するハンガリー人と結び、ドイツ人とハンガリー人による帝国の維持を目指して、1867 年、帝国をオーストリアとハンガリーに二分した上で、軍事・外交をなすオーストリア皇帝兼ハンガリー国王を君主とし、その他の権限はオーストリアとハンガリーの 2 つの政府が独自に行使するというオーストリア=ハンガリー帝国を成立させた。

5. 露土戦争

ナポレオン 3 世の没落などにより、西欧列強諸国の東方問題への関与が低下すると、ロシアは、自国に対する列強諸国の理不尽な要求と考えていたパリ講和条約の黒海中立化条項を破棄し、軍備を強化し始めた。おりしも 1875 年、ボスニア=ヘルツェゴヴィナで、オスマン帝国に対するキリスト教徒の反乱が起り、それがブルガリアに波及すると、ロシアはバルカン半島のキリスト教徒の保護などを口実にオスマン帝国に宣戦した。この露土戦争でオスマン帝国は敗れ、1878 年、サン・ステファノ条約が締結され、セルビアとモンテネグロの独立、モルダヴィアとワラキアの統一によるルーマニアの独立、ブルガリアに対するロシアの保護権が承認された。

これに対し、インドとの交通路の確保を目指してスエズ運河を運営するエジプトとフランスの共同出資会社の過半数の株の買収に成功するなど、エジプトを含む中東地域に対して勢力を強めつつあったイギリスは、バルカン半島方面へのロシアの進出を警戒し、同様にロシアの影響力の拡大を恐れるドイツ²とともに、1878 年にベルリン会議を開催してロシアとオスマン帝国の対立の調停に乗り出した。その結果、同年、ベルリン条約が成立、その結果、ブルガリアは領域を狭められた上で、オスマン帝国内の自治国にとどめられ、ボスニア=ヘルツェゴヴィナはオーストリア=ハンガリーの管理下に置かれることになった。ロシアは、バルカン半島への影響力の拡大を、オスマン帝国のみならずオーストリア=ハンガリー帝国によっても阻まれることになったのである。農奴解放後のロシアの工業化の発展はめざましいものがあったものの、都市の労働者や農民は貧しく、国内市場の購買力が低かったために、対外市場への依存度が高く、その面でも、オスマン帝国やオーストリア=ハンガリーとの対立を深めることになった。資本不足だったロシアは、フランス資本に依存する傾向を強めて、1891 年露仏同盟を結び、フランス資本の導入により、さらなる工業化を進めた。1890 年代は、ロシアの重工業の発展はめざましく、ロシアの産業革命の時代と言ってよい。しかし、遅れた農村を抱えながらの急速な工業化は、強い社会的ゆがみをもたらし、労働運動の高揚をもたらすことになった。

6. ロシアの立憲君主制への移行

ロシアの工業化は東アジアにおけるロシアの台頭をもたらすことになった。ロシア皇帝アレクサンドル 3 世は、1891 年、ヴラジヴォストークにおけるシベリア鉄道の起工式に、皇太子ニコライ（のちのニコライ 2 世）をはるばるペテルブルクから臨席させる³など、東アジアを重視する姿勢を見せていた。シベリア鉄道の建設は清国との協定に基づき、満州横断ルートとして計画され、満州中心部の哈爾濱（はるびん）から支線が南下して遼東半島南端の大連と旅順に通じる、T 字型の敷設計画であった。すなわち、シベリア鉄道は、満州・極東の経済開発のためのインフラ整備という目的があったと考えられる。ところが、日清戦争に勝利した日本が 1895 年に清国との講和条約で遼東半島を獲得したため、この計画は頓挫することになった。ロシアが、ドイツ、フランスとともに遼東半島の清国返還を日本に迫った（三国干渉）背景にはこうした事情があった。また、清国は多額の賠償金を日本に支払うことになったが、この賠償金も実際にはロシアが満州開発との関連で中国に貸し付けた資金から日本に支払われている。1900 年

² 1871 年にプロイセン帝国を中心に連邦制のドイツ帝国が成立している。

³ この途中、皇太子ニコライは長崎、鹿児島、神戸などに寄港している。当時、長崎は、ロシア東洋艦隊の越冬地であり、多くのロシア海軍軍人が居住していたため、長崎寄港はその慰問も兼ねていたと考えられる。皇太子ニコライは、京都見物のあと、東京に向かう予定であったが、大津行幸中に警備の警官に斬りつけられる事件（大津事件）が起こったため、軽傷だったものの上京は中止された。ニコライ 2 世は克明な日記を残していることで知られているが、日記を見ると、彼にとっても、このときの日本訪問がいかに楽しくすばらしいものであったかを知ることができる。また大津事件が日露戦争のきっかけとなったという俗説とは異なり、日記を見る限り、大津事件後も彼の親日的感情に変化はないこともわかる。

の義和団事件後も、ロシア軍が満州に大規模な軍隊を駐留させることになったのも、すでに満州開発に資本を投じていたロシアが、その利権を守ろうとしたためであったが、そのことがはからずも、三国干渉以来、ロシアを敵視するようになった日本を無用に刺激することとなり、日本の対露戦争を引き起こす一因となった。

1904年から1905年にかけての日露戦争は、ロシア側からすれば、不用意に日本の対露警戒心を逆なでするような行動をとったために起きてしまった、予期せざる戦争であった。もともと海軍力が脆弱な上に、極東の戦場は、中心地のヨーロッパ・ロシアからはあまりに遠く、その結果、とてつもなく長くなってしまった兵站も、これまた脆弱なシベリア鉄道によってしか支えられていないという、戦略的に見ればまったく勝ち目のない戦争であった。

ロシアの農業は近代化が遅れていたため、とりわけ労働力への依存が大きかった。それゆえ、戦争のために兵士として農村の労働力がかりだされると、とたんに農業生産力が落ちるとい性質があった。そのため、平時なら穀物を輸出するほどのロシアが、戦時には都市部で食料が極端に不足することになる。1904年から1905年にかけての冬も、首都のサンクト・ペテルブルクは食糧不足に悩み、普段から劣悪な労働条件に不満を持っていた労働者たちが連続的にストライキを実施するなど、1905年は年明け早々首都は不穏な情勢であったが、宮殿の警備兵が平和的なデモ行進に対して発砲するという「血の日曜日事件」が起これると、首都は騒乱状態となり、政府は、議会の開設を宣言し、言論・集会・結社の自由を承認した（10月宣言）。1906年、ロシア政府は国家基本法を制定して、統治機構を改編し、国会選挙をおこなった。選挙は多くの国民にとって不平等多段階間接選挙であったが、ロシアは憲法と議会を持つ立憲君主制国家となった。ともかくも複数政党制のもとで1906年から4回にわたって総選挙が実施されことは、ロシア国民にとって貴重な経験であった。



ニコライ 2 世

6.1. 国家基本法制定の経緯

1905年1月9日(22)⁴日 「血の日曜日事件」

8月6日(19)日 ニコライ 2 世⁵、「国会⁶創設に関する宣言」(Манифест об учреждении Государственной думы) 以下、たんに「八月宣言」という)、「国会法」(Закон об учреждении Государственной думы)、「国会選挙規程」(Положение о выборах в Думу) 以下、たんに「八月選挙規程」とする)を公布。

この「八月宣言」は、国会を「法案審議機関」としており、立法機関であるとの明確な規定を欠き、たんなる諮問機関として位置づけられていると理解されたため、騒乱状態の沈静化には不十分で、情勢緊迫化により再検討を余儀なくされた。

8(9)月23日(5)日 「日露講和条約」⁷調印。

10月17日(30)日 ニコライ 2 世、「国家秩序の改善に関する宣言」(Манифест об усовершенствовании государственного порядка) 以下、「十月宣言」という)を公布。

この「十月宣言」の概要は以下の通り。

- ①民法典の導入、国会(Государственная дума)創設を宣言する。
- ②公布されるすべての法律は国会において承認の手続きを経なければならない。
- ③信仰、言論、集会、結社の自由を下賜する。
- ④国民の広範な層を選挙に引き入れる。
- ⑤大臣会議(Совет министров)を常設機関とする。

かくして、「八月宣言」ではたんに諮問機関として位置づけられていた国会が、「十月宣言」では、明確に立法機関として位置づけた。

また、「結社の自由」が認められたことにより、政党が合法化され、新たな政党が結成された。当時の主要政党は以下の通り。

- 立憲民主党(カデット/Конституционная демократическая партия/Кадёт)
ロシア社会民主労働党⁸(Российская социал-демократическая рабочая партия)
社会主義者=革命家党⁹(エスエル/Партия социалистов-революционеров/СР)
10月17日同盟(オクチャプリスト/Союз 17 октября/Октябристы)
進歩党(Прогрессивная партия)

そのほか、急進党、自由思想党、通商産業同盟、法秩序党、君主立憲党、ロシア国民同盟、

⁴ 日付はカッコ内が現行西暦。以下、同様。

⁵ ニコライ 2 世(Николай II, 1868年5月6日(18)日~1918年7月17日)。

⁶ この「八月宣言」でいう「国会」のロシア語、また一般に帝政期ロシア史でいう「帝政議会」のロシア語は、「ガスタールストヴェンノイ・ドゥーマ」(Государственная дума)であり、1993年12月12日に制定された現行ロシア連邦憲法で定められている連邦議会の下院である「国家会議」(「国家院」という訳もある)のロシア語と同様である。つまり、現行ロシア連邦憲法における下院の名称は、帝政期の国会、すなわち帝政議会の名称をそのまま継承したものである。

⁷ 一般に、調印された土地の地名にちなんで「ポーツマス条約」と呼ばれる。日本語正文は、『官報』1905年10月16日(国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/2950024?tocOpen=1> コマ番号26)を参照。

⁸ 1903年の第2回党大会でポリシェヴィキ派 Большевикіとメニシェヴィキ派 Меньшевикіの二大派閥に分裂した。1906年の第1国会の選挙には不参加(ボイコット)、第2国会では65議席を獲得。65議席中、メニシェヴィキ33議席、ポリシェヴィキ15議席で、実際には、その名称(ポリシェヴィキは「多数派」、メニシェヴィキは「少数派」の意)とは逆に、メニシェヴィキが多数派であった。

⁹ 党名のロシア語からわかるとおり、高校世界史教科書等で使用されている「社会革命党」の名称は誤訳あるいは不十分な訳であると言える。

- ミハイル・アルハンゲリ同盟などがあつた。
- 11 月 大臣会議、選挙法案を審議し、労働者特別代表制についての提案を拒否した、いわゆる「大臣会議案」を提示。
- 12 月 2 (15) 日 モスクワ武装蜂起。
- 11 (24) 日 ニコライ 2 世、「国会選挙規程修正令」(Указ об изменении Положения о выборах в Думу 以下、たんに「十二月選挙規程」とする)を公布。
「十二月選挙規程」は、「八月選挙規程」、11 月「大臣会議案」に比べ、選挙人の範囲を著しく拡大した。
- 1906 年 2 (3) 月 20 (5) 日 ニコライ 2 世、「国会創設令」(Указ об учреждении Государственной думы) および新「国家評議会規程」(Положения о Государственном совете)を公布。
「国会創設令」の概要は以下の通り。
①国会の権限ニ法案の素案作成と審議、国家予算の承認、鉄道建設および株式会社設立についての諸問題の審議。
②国会の任期は 5 年。
③議員は選挙人に対する報告義務がない。
④元老院は議員を罷免することができる。
⑤法案発議権は、大臣、議員委員会(Комиссия депутатов)、国家評議会(Государственный совет)が持つ。
新「国家評議会規程」の概要は以下の通り。
①国家評議会を改組、それを国会と同様の権利を持つ上院(верхняя палата)とする。
②国会で採択されたすべての法案はそのあと国家評議会に提出されなければならない、国家評議会が採択した場合にのみ皇帝の承認に委ねる。
③改組された国家評議会の半数は被選出評議員、残りの半数は「勅任」評議員とする。
④議長と副議長は毎年皇帝が任命する。
⑤国家評議会の被選出評議員は、聖職者、科学アカデミー、大学の代表者、地方自治会(земское собрание)の代表者、通商産業界の代表者によって構成(全 98 名)される。それと同数の評議員を 4 等官以上の高級官僚(сановник)のうちから毎年皇帝が任命する。
- 4 (5) 月 23 (6) 日 ニコライ 2 世、新「国家基本法」(Основные государственные законы)を公布¹⁰。
その特徴は以下の通り。
①2 院制議会制度を定めたが、皇帝に強大な権限を残した。
②大臣委員会(Комитет министров)を廃し、その機能を、大臣会議と国家評議会に分けた。

6.2. ロシア帝国国家基本法に見る立憲主義

1905 年から 1906 年にかけての国家基本法の制定とそれに基づく国会の開設により、ロシア帝国は、絶対王制から立憲君主制へと移行した。しかしながら、国家基本法は、「血の日曜日事件」に始まる首都の騒擾状態を抑制し、国民の不満を和らげ、革命を抑制するために、皇帝から国民に下賜された、いわゆる「欽定憲法」であり、国民の側が王権を制限するために憲法を定める立憲主義が貫かれていたわけではない。それでも、居所や職業選択の自由(第 76 条)、思想・出版の自由(第 79 条)、集会・結社の自由(第 80 条)、信仰の自由(第 81 条)などの国民の自由や権利が一定の条件下ではあるが認められたこと、国家評議会および国会の排他的立法権¹¹が定められたことなどは、立憲主義へ向けての前進として評価することができよう。

なお、「最高専制権力は全ロシア皇帝に属する」(第 4 条)、皇帝が大臣会議議長、大臣、長官等を任免する(第 17 条)とし、「大臣会議議長、大臣、長官は、皇帝に対して国家統治の全般的過程について責任を負う」(第 123 条)との規定は、皇帝が全権力を掌握し、皇帝に主権があることを示しており、皇帝に対して大きな権力を与えていると言えるが、他方で、それゆえに最終的にはすべての責任を皇帝が負わなければならないことを意味しており、ロシア皇室の存続を難しくする原因ともなったことに留意すべきである。この問題については、次回詳しく論ずる。

国家基本法¹² (抄録)

第 1 章 最高専制権力の本質

- 第 4 条 最高専制権力は全ロシア皇帝に属する。
- 第 7 条 皇帝は、国会と国家評議会との統一において立法権を行使する。
- 第 8 条 すべての立法の対象に関する発議は皇帝に属する。国家基本法は皇帝の発議に関してのみ国家評議会および国会において再検討することができる。
- 第 9 条 皇帝は、法律を裁可する。皇帝の裁可なくしてはいかなる法律も効力を持たない。
- 第 10 条 皇帝は、全ロシア国家の領域内においてすべてにわたる統治権を持つ。
- 第 11 条 皇帝は、最高統治秩序において法律に従って国家統治の種々の分野の整備および運用のための勅令、ならびに法律の執

¹⁰ なお、大日本帝国憲法制定は 1889 年 2 月 11 日であるから、立憲君主制の基礎となる憲法の制定は、日本のほうが 17 年早いということになる。

¹¹ 国家評議会および国会だけが立法権を有し、皇帝を含めて他のいかなる機関も立法権を持たないこと。

¹² 国家基本法の原文は、前回資料であげた各種電子版法令集 (<http://www.runivers.ru/lib/book7372/>; <http://civil.consultant.ru/code/>; <http://pravo.gov.ru/ips/svod>) などで見ることができる。たとえば、<http://civil.consultant.ru/code/>では、「国家基本法」の第 1 頁アドレスは、<http://civil.consultant.ru/reprint/books/169/12.html> となっており、次頁以下は、html の前の数字が 12 から順次増えていく。

行のために必要な勅命を公布する。

第 17 条 皇帝は、大臣会議議長、大臣および長官、ならびに法律によってその他の任命および罷免の手續が定められていないその他の公務員を、任命し罷免する。

第 8 章 ロシア臣民の権利および義務

第 76 条 すべてのロシア臣民は、その居所および職業を自由に選択し、財産を獲得または譲渡し、妨げられることなく国外に出る権利を有する。これらの権利の制限は、特別の法律によって定められる。

第 77 条 所有は不可侵である。何らかの国家的および社会的利益のために不動産の強制収用をおこなう場合には、公正かつ適切な報酬をもってのみ許される。

第 78 条 ロシア臣民は、違法でなく、平和的で、武器を持たない集会を行う権利を有する。集会を行うことができる条件、その閉会手続き、同様に集会のための場所の制限は、法律によって定められる。

第 79 条 なんびとも、法律によって定められる範囲内で、口頭でまたは文書で自身の考えを表明し、ならびに出版およびその他の方法によってそれを流布させることができる。

第 80 条 ロシア臣民は、違法でない目的のために団体および結社を創設する権利を有する。団体および結社の創設の条件、その活動手続き、法人の権利のそれへの通知の条件および手続き、ならびに団体および結社の閉鎖の手續きは、法律によって定める。

第 81 条 ロシア臣民は信仰の自由を享受する。この自由の行使の条件は法律によって定められる。

第 9 章 法律

第 86 条 いかなる新しい法律も国家評議会および国会の承認なくしては成立せず、皇帝の裁可なくしては発効しない。

第 87 条 国会の休会中、緊急事態により立法手續の審議を要する措置が必要となる場合、皇帝は、大臣会議の提案にしたがって、直接に措置をとることができる。しかし、この措置は、国家基本法、国家評議会および国会の設立、国家評議会および国会の選挙についての決定を修正することはできない。国会の再開後 2 ヶ月以内に、とられた措置に相当する法案がそれらの措置の個々の部分を管轄する大臣または長官によって国会に提出されなかった場合、または国会もしくは国家評議会がその草案を採択しなかった場合、その措置の効力は失われる。

第 10 章 国家評議会および国会、ならびにそれらの活動形態

第 100 条 国家評議会は勅任された議員および選挙により選出された議員によって編成される。勅任された議員の中から評議会への臨席を求められた評議会議員は、選挙により選出された議員の総数を超えてはならない。

第 101 条 国会は国会選挙法規程の定めるところに基づき 5 年の任期でロシア帝国の住民により選出された議員によって編成される。

第 110 条 法案は国会で審議され、それによる承認により国家評議会に送付される。国家評議会の発議による法案は国家評議会において審議され、それによる承認により国会に送付される。

第 11 章 大臣会議、大臣、長官

第 123 条 大臣会議議長、大臣、長官は、皇帝に対して国家統治の全般的過程について責任を負う。

ОСНОВНЫЕ ГОСУДАРСТВЕННЫЕ ЗАКОНЫ (ВЫДЕРЖКА)

Глава первая. О существе Верховной Самодержавной власти.

Статья 4. Императору Всероссийскому принадлежит Верховная Самодержавная власть.

Статья 7. Государь Император осуществляет законодательную власть в единении с Государственным Советом и Государственной Думою.

Статья 8. Государю Императору принадлежит почин по всем предметам законодательства. Единственно по Его почину Основные Государственные Законы могут подлежать пересмотру в Государственном Совете и Государственной Думе.

Статья 9. Государь Император утверждает законы и без Его утверждения никакой закон не может иметь своего совершения.

Статья 10. Власть управления во всем её объёме принадлежит Государю Императору в пределах всего Государства Российского.

Статья 11. Государь Император, в порядке верховного управления, издаёт, в соответствии с законами, указы для устройства и приведения в действие различных частей государственного управления, а равно повеления, необходимые для исполнения законов.

Статья 17. Государь Император назначает и увольняет Председателя Совета Министров, Министров и Главноуправляющих отдельными частями, а также прочих должностных лиц, если для последних не установлено законом иного порядка назначения и увольнения.

Глава восьмая. О правах и обязанностях российских подданных.

Статья 76. Каждый российский подданный имеет право свободно избирать место жительства и занятие, приобретать и отчуждать имущество и беспрепятственно выезжать за пределы государства. Ограничения в сих правах установлены особыми законами.

Статья 77. Собственность неприкосновенна. Принудительное отчуждение недвижимых имуществ, когда сие необходимо для какой-либо государственной или общественной пользы, допускается не иначе, как за справедливое и приличное вознаграждение.

Статья 78. Российские подданные имеют право устраивать собрания в целях, не противных законам, мирно и без оружия. Законом определяются условия, при которых могут происходить собрания, порядок их закрытия, а равно ограничение мест для собраний.

Статья 79. Каждый может, в пределах, установленных законом, высказывать изустно и письменно свои мысли, а равно распространять их путём печати или иными способами.

Статья 80. Российские подданные имеют право образовывать общества и союзы в целях, не противных законам. Условия образования обществ и союзов, порядок их действий, условия и порядок сообщения им прав юридического лица, равно как порядок закрытия обществ и союзов, определяются законом.

Статья 81. Российские подданные пользуются свободой веры. Условия пользования этою свободой определяются законом.

Глава девятая. О законах.

Статья 86. Никакой новый закон не может последовать без одобрения Государственного Совета и Государственной Думы и воспринять силу без утверждения Государя Императора.

Статья 87. Во время прекращения занятий Государственной Думы, если чрезвычайные обстоятельства вызовут необходимость в такой мере, которая требует обсуждения в порядке законодательном, Совет Министров представляет о ней Государю Императору непосредственно. Мера эта не может, однако, вносить изменений ни в Основные Государственные Законы, ни в учреждения Государственного Совета или Государственной Думы, ни в постановления о выборах в Совет или в Думу. Действие такой меры прекращается, если подлежащим Министром или Главноуправляющим отдельную часть не будет внесён в Государственную Думу в течение первых двух месяцев после возобновления занятий Думы соответствующий принятой мере законопроект, или его не примут Государственная Дума или Государственный Совет.

Глава десятая. О Государственном Совете и Государственной Думе и образе их действий.

Статья 100. Государственный Совет образуется из Членов по Высочайшему назначению и Членов по выборам. Общее число Членов Совета, призываемых Высочайшею Властью к присутствованию в Совете из среды Членов по Высочайшему назначению, не должно превышать общего числа Членов Совета по выборам.

Статья 101. Государственная Дума образуется из Членов, избираемых населением Российской империи на пять лет на основаниях, указанных в законоположениях о выборах в Думу.

Статья 110. Законодательные предположения рассматриваются в Государственной Думе и, по одобрении ею, поступают в Государственный Совет. Законодательные предположения, предназначенные по почину Государственного Совета, рассматриваются в Совете, и, по одобрении им, поступают в Думу.

Глава одиннадцатая. Совете Министров, Министрах и Главноуправляющих отдельными частями.

Статья 123. Председатель Совета Министров, Министры и Главноуправляющие отдельными частями ответственны перед Государём Императором за общий ход государственного управления. Каждый из них в отдельности ответствен за свои действия и распоряжения.

大日本帝国憲法 (抄録)

第1章 天皇

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第5条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第6条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第7条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第2章 臣民權利義務

第22条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第23条 日本臣民ハ法律ニ依リニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

第24条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第25条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

第26条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第27条 ①日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ ②公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依リ

第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第29条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第3章 帝国議會

第34条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第35条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第37条 凡テ法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第4章 國務大臣及枢密顧問

第55条 ①國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス ②凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ訓署ヲ要ス

第56条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第5章 司法

第57条 ①司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ ②裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

6.3. 国会の選挙制度

(1) 国会選挙制度の概要¹³

国会の選挙制度の概要は、以下の通り。

- ① 不平等多段階間接選挙
- ② 任期 国会議員の任期は 5 年（国家基本法第 101 条、国会法第 2 条）
- ③ 定数 524 名（「十二月選挙規程」）、442 名（「1907 年 6 月 3 日選挙規程」以下、たんに「六月選挙規程」とする）、446 名（1910 年以降）

(2) 選挙区の編成

選挙区は非対称的な構造をしている。すなわち、選挙区には、県選挙区、州選挙区、特定都市選挙区、地域・身分別、教会別、民族別選挙区がある。

選挙区の議員定数の原則は、中央諸県が居住者 25 万人につき 1 議員。ただし、1905 年「十二月選挙規程」では最低でも 1 県 2 議員以上とされていた。

辺境地域は、居住者 35 万人につき 1 議員とされた。「六月選挙規程」では、辺境地域、ヨーロッパ諸県のうち反政府派議員の多い選挙区で定数が削減された。「十二月選挙規程」では、特定都市の過重代表が顕著で、人口 25 万から 35 万のいくつかの都市では、人口 6~7 万人につき 1 議員となっていたほか、定数の不平等もあった。例えば、人口 106.1 万のモスクワの定数は 4 であったが、人口 126.5 万のペテルブルグの定数は 6 であった。また、イルクーツクは特定都市で独立選挙区だが、それより人口の多いトムスクは特定都市ではなく独立の選挙区ではないなどの不平等があった。しかし、「六月選挙規程」では、特定都市がすべて人口 25 万以上の 7 都市となったので極端な不平等はなくなった。

地域・身分別、教会別、民族別選挙区では、ロシア人、正教徒、コサックに過重代表となっていた。例えば、トルクメニスタンでは、人口 92% の地元民から 6 議員、8% のロシア人から 7 議員とされた。「六月選挙規程」では、ワルシャワから 2 議員となっているが、大部分のポーランド人とユダヤ人の中から 1 議員、わずかのロシア人の官吏・将校の中から 1 議員など。

(3) 議員の選挙区別内訳

① 「十二月選挙規程」

選挙区数：135 選挙区 うち 26 特定都市選挙区（34 議員）、
 33 地域・身分別、教会別、民族別選挙区（40 議員）
 選挙区の議員定数：県選挙区の定数は 2~15 名 特定都市選挙区の定数は 1~6 名

地域別議員数：ヨーロッパ・ロシア	412 議員	(79%)
ポーランド	37 議員	(7%)
カフカース	29 議員	(6%)
シベリア・極東	25 議員	(4%)
中央アジア・カザフスタン	21 議員	(4%)

② 「六月選挙規程」

選挙区数：96 選挙区 うち 13 特定都市選挙区（7 都市、19 議員）
 サント・ペテルブルク、モスクワ、キエフ、オデッサ、リガ、ワルシャワ、ウッジ
 11 地域・身分別、教会別、民族別選挙区（34 議員）
 選挙区の議員定数：県選挙区の定数は 1~14 名 特定都市選挙区の定数は 1~6 名

地域別議員数：ヨーロッパ・ロシア	403 議員	(91%)
ポーランド	14 議員	(3%)
カフカース	10 議員	(2%)
アジア・ロシア	15 議員	(4%)

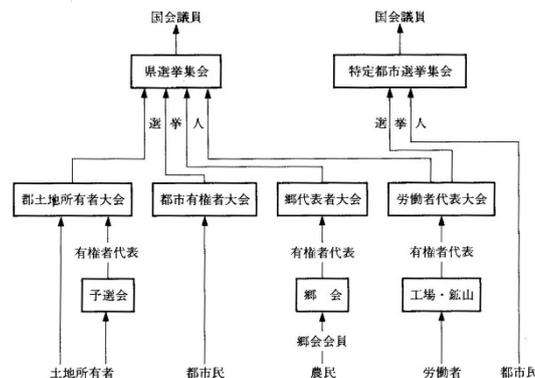


図1 「1905年12月選挙法」にもとづく選挙制度

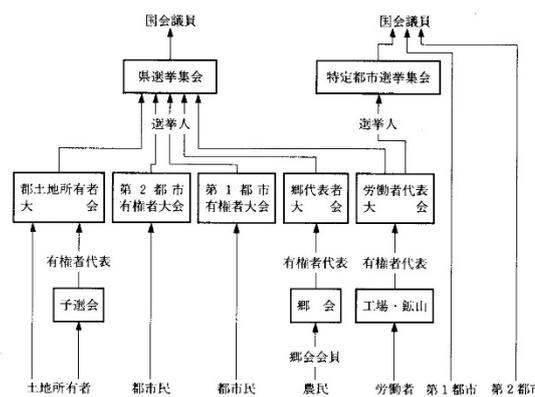


図2 「1907年選挙法」にもとづく選挙制度（筆者作成）

6.4. 帝政議会の活動

(1) 第1国会＝当初から他機関と対立

- ① リベラルな国会と保守的な国家評議会との対立
 → 国家評議会、地方自治法の辺境の県における普及にブレーキをかけ、郷自治機関の創設を阻止
- ② 国会と政府との農業問題をめぐる対立

1906 年 6 月、政府は地主地の強制収用の原則を否定する農業問題に関する発表を行なったが、国会は強制収用原則を放棄しないと宣言、政府退陣を要求。政府は 72 日目まで国会を解散

(2) 第2国会＝左翼勢力が伸張、社会主義者が 40%

- ① 首相ストルィピンの「将来の改革プログラム」
 土地改革（共同体的所有から私的所有への移行、自営農創出、耕地整理）、地方自治改革、地方裁判所改革（民選の共同体裁判所への司法権の委譲）、労働組合法、経済ストの処罰、労働時間の短縮、学制改革、財政改革、所得税の導入
- ② 国会内反対派によるプログラムへの反発

¹³ 参考文献：上野俊彦「ロシアの選挙制度」（原暉之・木戸蒔・皆川修吾編『講座スラブの世界5 スラブの政治』弘文堂、1994年、117-146頁）。

予算法案と新兵募集法案への批判、右派議員提案の革命テロ非難決議の否決、政府による農業法実現も困難に直面

③102 日目国会解散（1907 年 6 月 3 日の軍内武装蜂起？との関連）

国会の解散と同時に新「選挙規程」（国会の承認なしなので「10 月宣言」違反）

(3)第 3 国会＝保守派の 10 月党（オクチャプリスト）が優位、極右と極左は少数派

①穏健化した国会に対し、より保守的な立場から国家評議会が対立。立法が保守化

→ストルィビン改革の後退

②1911 年 9 月、ストルィビン、王党派により暗殺

(4)第 4 国会＝戦争の開始と国会の終焉（帝制の崩壊）

1912 年秋 第 4 国会選挙

1914 年 7 (8) 月 19 (1) 日 第一次世界大戦の開始→国会（下院）多数派と政府とが団結

7 (8) 月 26 (8) 日 国会臨時会議で議長ロジャンコ、「ツァーリと忠良なる臣民の一体化」＝「挙国一致」
戦時下の困窮とロシア軍の敗戦→団結の崩壊

1915 年夏 政府批判の激化と「国民信頼内閣」創設要求の高まり→内閣改造

1915 年 8 月 ツァーリ、最高総司令官に就任、大本営をペラルーシのモギリョフに移す

国会内「進歩ブロック」の形成＝国会議員の 3/4 が加入

綱領＝国民信頼内閣創設、改革と恩赦（政治犯釈放）の実施

1916 年 1 月以降 大臣会議議長（首相）交替相次ぐ¹⁴

1916 年 12 月 政府、反対派に対する抑圧を開始

→国会の停止、地方自治体（ゼムストヴォ）・都市同盟の活動停止、軍事・産業委員会労働者グループの逮捕（サボタージュの容疑）

→反政府の経営管理者層（「ブルジョア反対派」）、「進歩ブロック」の活動活発化

1917 年 2 (3) 月 25 (10) 日 第 4 国会停止（上下両院「休会」令、国会の受け取りは 27 日（3 月 12 日））

2 (3) 月 27 (12) 日 国会議員、国会臨時委員会創設

3 月 1 (14) 日 臨時政府の創設へ

表 1 帝政議会の会派構成¹⁵

	第 1 国会 1906 年 4 (5) 月 27 (10) 日～ 7 月 8 (21) 日	第 2 国会 1907 年 2 (3) 月 20 (5) 日～ 6 月 3 (16) 日	第 3 国会 1907 年 11 月 1 (14) 日～ 1912 年 6 月 9 (22) 日	第 4 国会 1912 年 11 月 15 (28) 日～ 1917 年 2 (3) 月 25 (10) 日
立憲民主党	161	98	54	59
勤労党	107(97)	104	13	10
自治党	70	76	26	21
進歩党	60		28	48
10 月 12 日同盟	13	54	154	98
ロシア社会民主労働党	(10) ¹⁶	65	19	14
社会主義者＝革命家党		37		
人民社会党		16		
国民党			97	120
右派			50	65
無所属	100	50		7

¹⁴ 歴代の大臣会議議長（Председатель Совета министров）の任期は以下のとおり。ウィッテ（С. Ю. Витте）1905 年 10 月 19 (22) 日～1906 年 4 (5) 月 22 (5) 日；ゴレムィキン（И. Л. Горемыкин）1906 年 4 (5) 月 22 (5) 日～7 月 8 (21) 日；ストルィビン（П. А. Столыпин）1906 年 7 月 8 (21) 日～1911 年 9 月 1 (14) 日；ココフツォフ（В. Н. Коковцов）1911 年 9 月 11 (24) 日～1914 年 1 (2) 月 30 (12) 日；ゴレムィキン 1914 年 1 (2) 月 30 (12) 日～1916 年 1 (2) 月 20 (2) 日；シチュルメル（Б. В. Штурмер）1916 年 1 (2) 月 20 (2) 日～11 月 10 (23) 日；トレボフ（А. Ф. Трепов）1916 年 11 月 10 (23) 日～12 (1) 月 27 (9) 日；ゴリツィン（Н. Д. Голицын）1916 年 12 (1) 月 27 (9) 日～1917 年 2 (3) 月 27 (12) 日

¹⁵ 会派構成については多くの異説がある。

¹⁶ 勤労党から離脱した 10 名が会派を結成した。